

# 公文書館通信

Vol.11 (令和3年1月発行)

## 鳥取県立公文書館開館30周年

県立公文書館は、鳥取藩の藩校尚徳館が立地していた地に開館してから、昨年10月に30周年を迎えました。

公文書館設立の構想は、(旧) 県史編さん事業終了を間近に控えた昭和54年に「歴史文献史料・公文書保存のための建議について(要望)」が県史編さん審議会長から知事に提出されたことに始まり、文書館(仮称)設置検討委員により議論され、第4次鳥取県総合開発計画(昭和56年)に文書館(仮称)設置が位置付けられ、平成2年10月1日に県立図書館と同時に開館しました。

今回は、昨年10月、11月に開催された開館30周年記念事業についてご紹介します。



開館当時の県立図書館・公文書館  
(鳥取県立公文書館所蔵)



金子氏による記念講演



パネルディスカッションの様子

### 『新鳥取県史』全巻刊行記念シンポジウム

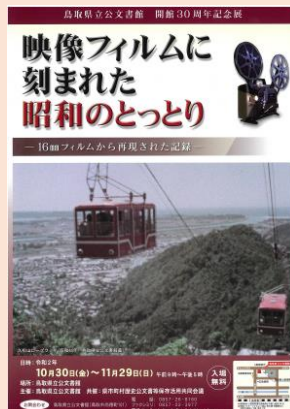
平成18年度から14年間取り組んだ「新鳥取県史編さん事業」が昨年度末終了したことを記念し開催しました。

第1部の記念講演会では、織田信長・明智光秀研究の第一人者である東京大学史料編纂所准教授の金子拓氏に、「『麒麟がくる』の時代と鳥取」と題して、光秀が本能寺の変の3日前に出した伯耆の羽衣石城を救援に向かうことを伝える書状(県史に掲載)を読み解く等興味深いご講演をいただきました。第2部のパネルディスカッションでは、新鳥取県史編さん委員長・近世部会長の池内敏氏と、現代部会長の小山富見男氏、考古部会長の高田健一氏にご登壇いただき、「『新鳥取県史』が拓くふるさとの未来」と題して、今回の事業の成果や課題、収集資料や調査研究成果の今後の活用の重要性についてご意見をいただきました。

### ＜企画展＞映像フィルムに刻まれた昭和のとっとり —16mmフィルムから再現された記録—

公文書館が所蔵する昭和期の映像フィルム、個人が所蔵する映像フィルムの公開と静止画(写真)を展示し、映像フィルムに刻まれた郷土の景観や世相について紹介しました。

合わせて同時代の写真や関連する公文書綴り、刊行物等を展示し、鳥取県が歩んできた足跡を振り返り、大変懐かしいという声を多くいただきました。

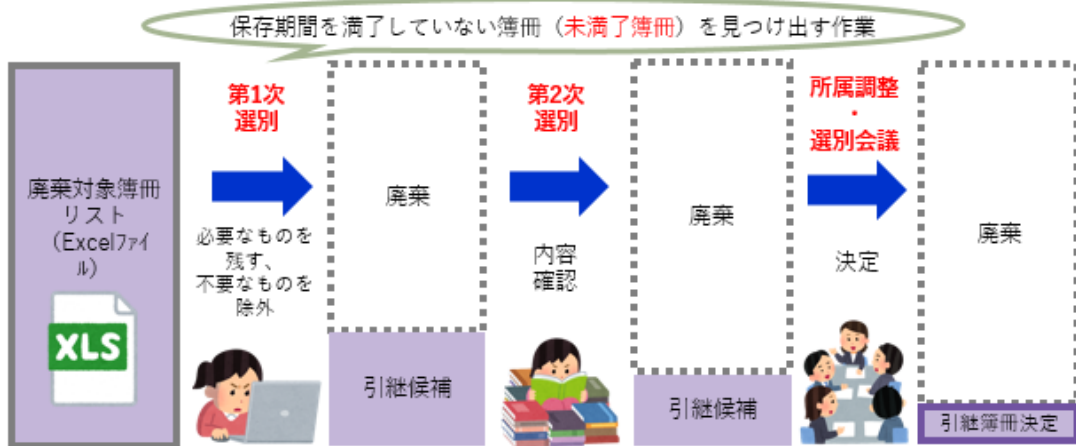


今後も行政や地域の活動記録を収集・整理・修復・保存して、県民の皆様に活用していただけるよう、しっかりと着実に歩みを進めていきます。

【裏面へ続く】

# \* 簿冊を完結する時は完結日を確認してください \*

保存期間が満了した簿冊のうち、当館へ引き継ぐ簿冊の評価選別も佳境を迎えているところです。今回は、評価選別を行う中で、皆さんに気を付けていただきたいことをお知らせします。また、後半は今年度の文書管理規程の一部改正のうち、簿冊の保管・保存期間について紹介します。まずは評価選別の流れについて、簡単に説明します。



今年度から第1次選別にRPA（Robotic Process Automation）を導入しました。導入により電子起案のある簿冊は、綴り込み文書を全てチェックし満了しているか確認できるようになりました。その結果、例年200件程度だった未満了簿冊が、今年度は**1,021件と約5倍**になりました。

保存期間が満了した簿冊を選別しているのになぜこのようなことが起こるのでしょうか？理由は、**簿冊の完結（予定）日が綴り込み文書の決裁日の前年度以前で登録されている**ためです。例えば、X年度末に〇〇委託業務が終了したため、翌Y年度の4月に電子起案で決裁を得て支払った。その後、電子起案は簿冊へ綴り、完結日の修正は行わず完結処理した。このような場合、完結日は本来Y年度ですが、X年度（デフォルトは簿冊作成年度末）になっていることから保存期間の起算日がずれ、未満了簿冊が発生することになります。

今後は、**簿冊を完結するときは、完結（予定）日の確認も一緒に行うこと**を意識してください！

ここから  
完結（予定）日を編集

簿冊情報		状態	文書件数
		未完結	2件
簿冊名	令和2年度公文書館メールマガジン編		
簿冊番号	202000000453334	引継簿冊番号	
大分類	普及啓発		
保存期間	1年	起算日区分	会計年度
利用開始年度	令和2年度	完結年度	
作成日	令和2年 5月19日	完結(予定)日	令和3年 3月31日

## 文書管理規程一部改正の変更点（政策法務課通知 第202000189129号）

- 本庁等の所属の簿冊のうち保存期間が30年、10年又は5年のものは、**所属での保管期間が1年間から2年間へ延長**（第29条第1項）
- 政策法務課の書庫で保存されている本庁等の所属の簿冊について、**保存期間を延長した場合、簿冊は政策法務課から所属へ返却され、所属で保存することとなった**（第35条第3項）
  - 改正された要因の一つとして、これまで所属から政策法務課へ引き継がれた簿冊の蓄積により**政策法務課が管理する書庫の収蔵量をオーバー**したことが挙げられ、**所属の業務で必要とする常用的な簿冊は所属で保管すべき**との趣旨から改正されました。
  - 庁舎内のスペースは限られています。**紙簿冊へ事務処理に必要としない文書（例えば電子起案や電子メール等を印刷したもの等）を綴ったりしていないか定期的に点検し、紙簿冊のスリム化に努めましょう！**